

# 【建設労働者確保育成助成金・認定訓練一賃金助成】

## 支給申請 提出書類一覧表

提出期限は、認定訓練を終了した日の翌日から起算して2か月以内です。

千葉労働局または管轄のハローワークにご提出ください。

提出期限を過ぎた場合は、支給の対象にはなりません。

キャリア形成促進助成金(※)またはキャリアアップ助成金の申請をし、支給を受けることが前提です。

※【注意】キャリア形成促進助成金については、「熟練技能育成・承継コース」「認定実習併用職業訓練コース」又は「ものづくり人材育成訓練コース」の支給を受ける場合のみが対象になります。その他のコースで申請し、支給をうける場合は、本助成金の対象となりませんのでご注意ください。

### 事業所名

No.	必要提出書類	留意事項	チェック欄	提出枚数(部数)		
			<input type="checkbox"/>	事業主	HW	労働局
1	【確認事項】 支給申請年月日を基準とし、同年度の本事業コースに係る支給額の合計が1,000万円を超えていないか。 (平成29年4月1日以降に実施される認定訓練と技能実習から適用)※超えている場合には支給出来ません。		<input type="checkbox"/>			
2	建設労働者確保育成助成金(認定訓練コース(賃金助成))支給申請書(建助様式第16号)	・ボールペンで記入してください。	<input type="checkbox"/>			
3	支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)	・記入及び押印のものがなくご確認ください。	<input type="checkbox"/>			
4	支払方法・受取人住所届(帳票種別 32850)		<input type="checkbox"/>			
5	【AまたはBを提出】 A 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写) B 労働保険料等納入通知書(写) (労働保険事務組合に委託している場合)	・事業主として申告しているすべての労働保険番号の申告書の写しが必要です。	<input type="checkbox"/>			
6	【労働保険の雇用保険料率が建設業でない場合】 支給対象労働者が建設業に従事していることを確認できる書類 (組織図、辞令、労働条件通知書など)		<input type="checkbox"/>			
7	建設業許可番号が記載された書類(写)		<input type="checkbox"/>			
8	【AまたはBを提出】 A キャリア形成促進助成金支給申請書(様式5号~8号)(写) B キャリアアップ助成金支給申請書(様式7号)(写)	・ハローワークもしくは労働局の受付印が押された支給申請書の写しを添付してください。	<input type="checkbox"/>			
9	出席状況表(写)または訓練実績表(写)		<input type="checkbox"/>			
10	その他、管轄労働局長が必要と認める書類	審査のために、必要に応じて求めることがあります。	<input type="checkbox"/>			
受付年月日                      年                      月                      日                      書類確認者                      HW                      局						

★「賃金助成」については、対象となる労働者は雇用保険一般被保険者に限られます。  
(「高年齢継続被保険者(65歳以上の方)」「短期雇用特例被保険者」「日雇労働被保険者」は対象となりません。)